

福島県告示第七十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定介護機関から当該介護機関の事業所の名称を変更した旨届出があった。
平成二十九年二月十日

福島県知事 内堀雅雄

事業所の名称	変更前	変更後	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地
社会福祉法人創世福祉事業団「聖・オリーブの郷」居宅介護支援センター	社会福祉法人創世福祉事業団創世居宅介護支援事業所	福島市春日町一四一四	福島市春日町一四一四	社会福祉法人創世福祉事業団	福島市春日町一四一四

（社会福祉課）

福島県告示第七十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定介護機関から当該介護機関の事業所の所在地を変更した旨届出があった。
平成二十九年二月十日

福島県知事 内堀雅雄

事業所の名称	変更前	変更後	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地
ヘルパーステーションこもればび	福島市五月町一三〇	福島市豊田町一七一 田口ビル一階	特定非営利活動法人いわき自立生活センター	いわき市中央台高久二一三六―三

福島県告示第八十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十九年二月十日から同年三月十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県相双地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び南相馬市経済部商工労働課に備え置いて縦覧に供する。
平成二十九年二月十日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
フレスコキクチ鹿島店 福島県南相馬市鹿島区寺内字本屋敷七番一ほか
- 二 法第八条第一項の規定により南相馬市から聴取した意見の概要
意見なし。

（商業まちづくり課）

福島県告示第八十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、柳津町土地改良区から平成二十九年一月十九日付けで申請のあった定款の変更について、同年二月二日認可した。
平成二十九年二月十日

福島県知事 内堀雅雄

（農村計画課）

福島県告示第八十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、矢吹東地区に係る県営農村地域復興再生基盤総合整備事業（農地整備事業）を行うための土地改良事業計画を変更した。この変更後の関係書類を次のとおり縦覧に供する。
平成二十九年二月十日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業変更計画書の写し
- 二 縦覧の期間
平成二十九年二月十三日から（二十二日間）
同年三月六日まで
- 三 縦覧の場所
矢吹町役場

（農村計画課）

福島県告示第八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。
平成二十九年二月十日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 解除予定保安林の所在場所
いわき市佐糠町荒屋六八（次の図に示す部分に限る。）、九四の四、九六の三
- 二 保安林として指定された目的
潮害の防備
- 三 解除の理由
解除の理由
指定理由の消滅
（「次の図」は、省略し、その図面を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。）

（森林保全課）

福島県告示第八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を只見町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。
平成二十九年二月十日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
梁取広明
- 二 通知の内容の要旨
1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった件（平成二十八年福島県告示第七百八十一号）によること。
- 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

（森林保全課）

福島県告示第八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第

三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を只見町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。
平成二十九年二月十日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
藤口山次 藤口山次
- 二 通知の内容の要旨
1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった件（平成二十八年福島県告示第七百八十二号）によること。
- 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

（森林保全課）

福島県告示第八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を南会津町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。
平成二十九年二月十日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
君島秀夫 湯田幸子 猪股廣八 猪股宏光 羽染利八 大竹徳七 関根二三男 邊見仁一 大竹財助 大竹コン 猪股清吾 猪股二八 大竹晴治 杉原力子 高橋ミヤ 渡邊田鶴 穴沢ヨシ 渡邊英 猪股晃 星賢吉 大寶彌男
- 二 通知の内容の要旨
1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった件（平成二十八年福島県告示第七百八十五号）によること。
- 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

と。

(森林保全課)

福島県告示第八十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を只見町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成二十九年二月十日

福島県知事 内堀 雅雄

一 所在の不明な者の氏名

- 目黒文彦 小沼忠三郎 星光平 清水弥左次 五十嵐茂惣次 馬場徳雄 馬場三四郎 五十嵐次郎 馬場鶴太郎 五十嵐忠吉 馬場由太郎 馬場義雄 馬場竹三郎 馬場初三郎 目黒染三郎 馬場辰平 渡部文次郎 目黒角三 藤口義高 目黒孝十郎 小沼善八 小沼半次 目黒才吉 小沼浅五郎 小沼源次 目黒才吉 目黒孝重郎 目黒吉三郎 目黒文吾 目黒庄五郎

二 通知の内容の要旨

- 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった件(平成二十八年福島県告示第七百八十四号)によること。
- 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

(森林保全課)

福島県告示第八十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を只見町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成二十九年二月十日

福島県知事 内堀 雅雄

一 所在の不明な者の氏名

- 馬場源久 馬場高義 馬場啓 馬場正名 岩淵正 馬場マス子 目黒丑雄 馬場一彦 星秀明 栗城敏郎 馬場辰義

二 通知の内容の要旨

- 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった件(平成二十八年福島県告示第七百七十六号)によること。
- 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

(森林保全課)

福島県告示第八十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を只見町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成二十九年二月十日

福島県知事 内堀 雅雄

一 所在の不明な者の氏名

- 酒井栄一郎 渡部研一 酒井和也 酒井孝雄 目黒征一 目黒信一

二 通知の内容の要旨

- 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった件(平成二十八年福島県告示第七百七十七号)によること。
- 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

(森林保全課)

福島県告示第九十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を只見町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成二十九年二月十日

一 所在の不明な者の氏名
二 荒山神社 三浦信子 諏佐トキエ 山内富也 馬場正雄 馬場賢也 馬場正直
山内利七 山内重信 諏佐熊治 渡部生 渡部文七 星富保

二 通知の内容の要旨
1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。

- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件（平成二十八年福島県告示第七百八十七号）によること。
- 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

（森林保全課）

福島県告示第九十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を只見町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成二十九年二月十日

福島県知事 内堀雅雄

一 所在の不明な者の氏名
梁取吉太郎 梁取広明 渡部欣也 角田裕

二 通知の内容の要旨
1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。

- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件（平成二十八年福島県告示第七百八十八号）によること。
- 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

（森林保全課）

福島県告示第九十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第六項において準用する同条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を

更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を只見町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。
平成二十九年二月十日

福島県知事 内堀雅雄

一 所在の不明な者の氏名
馬場三四郎 馬場三次郎 馬場榮三郎 馬場順七郎 馬場徳雄

- 二 通知の内容の要旨
1 保安林の指定施業要件を変更したこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（平成二十八年福島県告示第七百九十号）によること。

（森林保全課）

福島県告示第九十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般道路について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所平成二十九年二月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年二月十日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 二九四号	白河市与惣小屋一八番 一地从り 同 市弥次郎窪四二番 一六地先まで 白河市東小丸山七七番 二地先から 同 市横町六番地先ま で 白河市与惣小屋一八番 一地从り 同 市東小丸山八九番 二地先まで 白河市横町六番地先か ら	変更前 A 一〇・〇 四七・二 B 一七・〇 二六三・〇 C 一六・〇 二五・〇 D 一五・三 七五・〇	変更後 A 一〇・〇 四七・二 B 一七・〇 二六三・〇 C 一六・〇 二五・〇 D 一五・三 七五・〇	六、二五五・〇 二、一七一・〇 六二〇・〇 二、一八八・一

同 市弥次郎窪四二番 一六地先まで	変更後	A 一〇・〇〇 四七・二	六、二五五・〇
白河市与惣小屋一八番 一地先から			
同 市弥次郎窪四二番 一六地先まで			
白河市東小丸山七七番 二地先から		B 一四・六〇 二六三・〇	二六、一七一・〇
同 市横町六番地先まで			
白河市与惣小屋一八番 一地先から		C 一六・〇〇 二五・〇	六二〇・〇
同 市東小丸山八九番 二地先まで			
白河市横町六番地先から		D 一五・三〇 七五・〇	二六、一八八・一
同 市弥次郎窪四二番 一六地先まで			

(道路計画課)

福島県告示第九十四号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所平成二十九年二月十日から二週間一般の縦覧に供する。
 平成二十九年二月十日

福島県知事 内堀雅雄

路線名 県道相馬巨理線	区 間 相馬郡新地町今泉字浜 畑九四番七地先から 同 郡同 町今泉字浜 畑五〇番四地先まで	変更前 の 変更後 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
		A 九・八〇 一三・五	二八一・七	
		B 一〇・三〇 一三・五	二八一・七	二九一・七

二八・四

(道路計画課)

福島県告示第九十五号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所平成二十九年二月十日から二週間一般の縦覧に供する。
 平成二十九年二月十日

福島県知事 内堀雅雄

路線名 県道泉岩間植田線	区 間 いわき市岩間町岩下一〇八番二地先から 同 市岩間町川田九番八地先まで いわき市小浜町台一五番一地先から 同 市岩間町川田二番五地先まで	変更前 の 変更後 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
		A 七・四〇 三〇・〇	五一一・〇	
		B 七・四〇 四三・二	一、三三〇・〇	
		C 一四・〇〇 七一・〇	一、一一八・〇	

(道路計画課)

福島県告示第九十六号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所平成二十九年二月十日から二週間一般の縦覧に供する。
 平成二十九年二月十日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
-------	---------------	---------------

一般国道二一九号	白河市横町六六番三地先から 同 市田町三番二地先まで	平成二九年二月一日
----------	-------------------------------	-----------

(道路計画課)

福島県告示第九十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所平成二十九年二月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年二月十日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道相馬巨理線	相馬郡新地町今泉字浜畑九四番七地先から 同 郡同 町今泉字浜畑五〇番四地先まで	平成二九年二月一三日

(道路計画課)

公 告

公告第二十五号

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第七条の規定により、肥料を次のとおり登録した。

平成二十九年二月十日

福島県知事 内堀雅雄

登録番号 (福島県)	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)			その他 の規格	氏名又は 名称	住所	登録の有効期限
			窒素 全量	りん 酸全 量	加里 全量				
851	混合有機質肥料	清和混合有機質肥料	1.0	4.0	1.0	含有を許される有害	清和肥料工業株式会社	大阪府大阪市中央区	平成35年1月29日

141	成分の最大量は、公定規格のとおり。	備後町四丁目3番4号
-----	-------------------	------------

(農業総合センター)

公告第二十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

平成二十九年二月十日

福島県知事 内堀雅雄

土地改良区の名称
会津北部土地改良区

退任した役員 氏名	住所
理事 穴澤 晃	喜多方市熊倉町熊倉字熊倉七五四番地
山田 義人	市塩川町四奈川字西鏡沼二〇三九番地の一
佐藤 雄一	市関柴町下柴字石堂二四一一番地
玄永 久雄	市熱塩加納町宮川字岩尾三二四五番地の一
小檜山 利伊	市岩月町榎野字菅原一五六三番地
荒川 利昭	市慶徳町松舞家字上田二〇四一番地
佐藤 政喜	市豊川町米室字高吉四三七二番地
穴澤 貞夫	市松山町鳥見山字中井戸尻三八〇五番地
遠藤 忠一	市上三宮町三谷字南宅地三〇七九番地
齋藤 勇	市塩川町新井田谷地字新井田谷地二〇四番地
飯塚 達雄	市塩川町四奈川字能力二一番地
中川 幸谷	市塩川町三吉字反田乙一九六八番地
猪俣 希男	同 市熱塩加納町熱塩字中志田丁一七八番地
鈴木 定芳	同 市熱塩加納町大字下吉字吉村一二九二番地
山口 信也	同 喜多方市熱塩加納町加納字谷地中甲一五三一番地
小椋 敏一	同 耶麻郡北塩原村大字松原字早稲沢五二七番地の五
堀 利和	同 喜多方市市道八七一〇番地
鈴木 秀一	同 市塩川町吉冲字柴城一三三一番地の一
内海 周	同 耶麻郡北塩原村大字北山字土合五四一八番地
就任した役員 氏名	住所

理事	穴澤 晃	喜多方市熊倉町熊倉字熊倉七五四番地
同	佐藤 雄一	同 市関柴町下柴字石堂二四一一番地
同	齋藤 勇	同 市塩川町新井田谷地字新井田谷地二〇四番地
同	玄永 久雄	同 市熱塩加納町宮川字岩尾三二四五番地の一
同	穴澤 貞夫	同 市松山町鳥見山字中井戸尻三八〇五番地
同	遠藤 忠一	同 市上三宮町三谷字南宅地三〇七九番地
同	岩淵 真祐	同 市岩月町大都字宮ノ前二〇一四番地
同	岩崎 茂治	同 市慶徳町豊岡字今町四五二番地
同	風間 勝	同 市豊川町米室字高吉四三三八六番地
同	山田 義人	同 市塩川町四奈川字西鏡召二〇三九番地の一
同	猪俣 希男	同 市熱塩加納町熱塩字中志田丁一七八番地
同	鈴木 定芳	同 市熱塩加納町大字下吉字吉村一二九二番地
同	山口 信也	同 喜多方市熱塩加納町加納字谷地中甲一五三一番地
同	小椋 敏一	同 耶麻郡北塩原村大字松原字早稲沢五二七番地の五
監事	堀 利和	喜多方市字市道八七一〇番地
同	慶徳 榮喜	同 市塩川町吉沖字亀ヶ台二〇三五番地
同	遠藤 俊一	同 市熱塩加納町米岡字田中丁四〇四番地

(農村計画課)

公告第二十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百十三条の二第三項の規定により、天屋地区に係る県営ため池等整備事業の工事は、平成二十八年十二月二十六日完了したので公告する。

平成二十九年二月十日

福島県知事 内 堀 雅 雄

(農村計画課)

公告第二十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項で準用する同法第十七条第一項の規定により、いわき都市計画道路を変更するため当該都市計画の案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年二月十日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 都市計画から除外される土地の区域
いわき市のうち山田町下関場の一部の区域、仁井田町烏内及び辰ノ口の各一部の区域
- 二 新たに都市計画に車線の数を定める道路名
三・四・一二〇号 仁井田佐糠線
- 三 縦覧場所

福島県いわき建設事務所企画管理部企画調査課、いわき市都市建設部都市計画課及びいわき市勿来支所経済土木課

四 縦覧期間
平成二十九年二月十日から平成二十九年二月二十四日まで

五 意見書の提出
いわき市都市計画道路を変更する案について、いわき市の住民及び利害関係人は、都市計画法第二十一条第二項で準用する同法第十七条の規定により、住所、氏名及び意見を記した意見書を三に掲げる機関を経由して、四に掲げる縦覧期間内に福島県に提出することができる。

(都市計画課)

公告第29号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成29年2月10日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
電子式個人線量計 2,254台
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
平成29年1月6日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社日立製作所 東京都千代田区丸の内一丁目6番6号
- 5 落札金額
18,917,064円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成28年11月18日

（入札用度課）

公告第30号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成29年2月10日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする物品等の件名及び数量 コピー用紙A4 （2,500枚入） 予定数量 31,000箱
 - (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
 - (3) 納入期限 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間の福島県知事が指定する日
 - (4) 納入場所 福島県知事が指定する場所
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
 - (2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登載されている者又は開札時までに福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
 - (3) この公告の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
 - (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認
入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成29年3月10日（金）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。
郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県出納局入札用度課
電話024-521-7413
- 4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において平成29年2月10日(金)から同年3月10日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで

5 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。

(2) 入札説明会の日時及び場所 平成29年2月17日(金)午後1時30分 福島県出納局入札用度課

(3) 入札及び開札の日時及び場所 平成29年3月23日(木)午前11時 福島県出納局入札用度課(郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、同月22日(水)午後5時までに必着のこと。)

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額に当該入札に係る予定数量を乗じて得た額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約単価に当該入札に係る予定数量を乗じ、さらに100分の108を乗じて得た金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

7 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 入札の効力

本件入札は、その契約に係る予算が可決され、平成29年4月1日以降で予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生ずる。

なお、入札の効力が生じなかったことにより、契約が成立しなかった、又は締結されなかったことによる損害については、福島県は、これを一切賠償しない。

10 その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 入札書には、1箱当たりの単価を記載すること。

なお、この入札による契約は、落札者が入札書に記載した金額を契約単価とし、支払金額は、契約単価に購入数量を乗じて得た金額(当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額)に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額)により行うこととするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) その他 詳細は、入札説明書による。

11 Summary

(1) Nature and estimated quantity of the products to be purchased : A4Size Copy Paper (2,500Sheets) 31,000Cases

(2) Time-limit of tender(by hand) : 11:00 a.m., 23 March 2017

(3) Time-limit of tender(by mail) : 5:00 p.m., 22 March 2017

(4) Contact point for the notice : Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan TEL024-521-7413

(入札用度課)

公告第2号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県立小高産業技術高等学校通学バス運行業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成29年2月10日

福島県教育委員会教育長 鈴木 淳 一

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の件名及び数量 福島県立小高産業技術高等学校通学バス運行業務 一式
- (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期間 契約締結日から平成30年3月31日まで
- (4) 履行場所 J R 小高駅から福島県立小高産業技術高等学校の区間

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から開札の日までの間に、福島県から入札参加資格制限措置を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条に基づく一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けている者であること。

- (5) 仕様書に定める業務内容と同種の業務の履行経験を有し、かつ、確実に業務を履行できる者であること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認
この入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)及び(5)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成29年3月3日(金)午後5時15分までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。
郵便番号960-8688 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県教育庁高校教育課
電話024-521-7771
なお、郵送により提出する場合は、書留郵便により行うものとし、平成29年3月3日(金)午後5時15分まで必着とする。
- 4 契約条項を示す場所及び期間
3に掲げる場所において、平成29年2月10日(金)から同年3月3日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで
- 5 入札説明書等の配布
次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。
(1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。
(2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。
(3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本工業規格A列4番の大きさの用紙50枚が入る程度の大きさで、250円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで平成29年2月24日(金)午後5時15分までに必着で請求すること。
- 6 入札及び開札の日時及び場所等
(1) 日時 平成29年3月23日(木)午後2時30分
(2) 場所 福島県庁西庁舎9階教育委員室(福島県福島市杉妻町2番16号)
(3) その他 郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、平成29年3月22日(水)午後5時15分までに次に掲げる場所に必着のこと。
郵便番号960-8688 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県教育庁財務課
電話024-521-7758
- 7 入札保証金及び契約保証金
(1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 8 入札に参加を希望する者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県教育委員会教育長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 9 入札の無効
2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 10 その他
(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
(3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
(4) 契約書作成の要否 要
(5) その他 詳細は、入札説明書による。
- 11 Summary
(1) Nature and quantity of the services to be required : School bus service

for Fukushima Prefectural ODAKA Industrial Technology and Commerce High School
1set

- (2) Time-limit of tender(by hand) : 2:30 p.m., 23 March, 2017
- (3) Time-limit of tender(by mail) : 5:15 p.m., 22 March, 2017
- (4) Contact point for the notice : High School Education Division, Education Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8688 Japan TEL024-521-7771

(高 校 教 育 課)